

A 出産育児一時金、家族出産育児一時金

出産育児一時金は、被保険者及びその被扶養者が出産された時に協会けんぽ支部へ申請されると別表の法定給付額が支給されます。なお、多胎児を出産された場合には、出産された胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は、2人分が支給されることになります。

(別表)

	令和5年4月1日以降の 出産の場合	令和4年1月1日から 令和5年3月31日までの 出産の場合	令和3年12月31日以前 の出産の場合
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき50万円	1児につき42万円	1児につき42万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合	1児につき48.8万円	1児につき40.8万円	1児につき40.4万円
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で出産した場合			

<出産とは>

(1) 健康保険でいう出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を言います。また、正常な出産、経済上の理由による人工妊娠中絶は、健康保険による診療（療養の給付）の対象からは除かれますが、出産育児一時金の対象にはなりません。

(2) 被保険者が、被保険者の資格を失ってから6ヶ月以内に出産された場合にも、被保険者期間が継続して1年以上ある場合には、出産育児一時金が支給されます。

(3) 被保険者が、妊娠中（85日以後）、業務上又は通勤災害の影響で早産したような場合、労災保険で補償を受けたとしても、出産育児一時金は支給されます。